

< 参 考 >

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

第1条(指名停止)別表第2第14号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

第3条第4項(指名停止の期間の特例)

部局長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

第11条(準用規定)

第1条から前条までの規定は、部局の発注する製造等の請負及び物品の購入等について準用する。

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ

1 モデル第1第1項関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

